

平成20年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(農林水産省関係)

平成19年7月12日

全国知事会

1 農業の振興について

1 新たな食料・農業・農村政策の推進

食の安全・安心と安定供給の確保、農業・農村の持つ多面的機能を発揮するため、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ること。

また、新たな「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業構造改革が着実に進展するよう、効果的な施策を講じること。

【具体的な要望事項】

(食の安全・安心と食料の安定供給の確保)

(1) BSEや高病原性鳥インフルエンザ等人獣共通感染症に対しては、感染ルートを早期に解明するとともに、発生した場合のまん延防止対策として、A型インフルエンザウイルスHA亜型の判別が各都道府県で迅速かつ的確に診断できる検査体制の確立及び広域的な処分体制の整備を推進すること。

また、発生時における緊急支援対策として、国の負担において、農家や関連産業の経営の安定を図る損失補てん対策を充実強化するとともに、疾病の正しい知識の普及を軸とした風評被害対策を拡充すること。

さらに、現行のBSE検査対策を維持するとともに、米国産牛肉の輸入については、現行の輸入条件を堅持し、消費者の理解・信頼を得られる措置を講じるとともに、国産牛肉に対象が限定されている「牛肉トレーサビリティ法」等の法制度を見直すこと。

加えて、すべての流通過程において牛肉の履歴等が確認でき、消費者が納得して選択できるシステムを構築するとともに、そのシステムの運用に当たって種別の虚偽表示などの違反を行った場合は厳しく罰する規定を法制化し、国民からの信頼を得られる牛肉が流通する体制を国の責任において確立すること。

(2) 農作物の安全性と消費者の信頼確保のため、農薬の飛散防止技術の開発及び普及を図ること。

また、土壌残留性農薬についての農地に残留する有害性物質等の除去や分解に関する調査研究、及び汚泥肥料等について土壌環境の悪化を防ぐためのガイドラインを国が責任をもって策定し、施用の適正化を進めるとともに、粗悪な肥料による土壌汚染を未然に防止できるよう肥料取締法を改正すること。

(3) 食育を推進するため、教育、健康、農林水産業等の関係機関との連携の下、農林水産業に関する体験学習等の機会の確保、学校給食への米、野菜、果実、畜産物等の地域農林水産物の活用促進及びそのための国民運動の積極的な展開を図ること。

また、地場産農林水産物の消費拡大を促進するなど、地産地消運動の定着に向けた施策を講じること。

- (4) 環境との調和や食の安全・安心に対する国民のニーズに対応するため、有機栽培等環境保全型農業の技術開発を進めるとともに、化学肥料・農薬を抑えた農法・農産物や加工食品の原材料産地の表示など、食の安全・安心に対して消費者の適正な判断や評価を促す取組みを強化すること。

(農業の持続的発展)

- (5) 特定農業団体等の円滑な法人化を推進するため、税制上の特例措置や財産処分の特例措置について、更に充実すること。
- (6) 新規就農を促進するため、就農支援資金等に係る償還期間の延長及び就農施設等資金の対象期間の延長等、就農初期段階における負担の軽減を図るなどの取組みを推進すること。
- (7) 野菜、果樹、畜産等の品目別経営安定対策の推進に当たっては、品目ごとの特性や地域における生産の実情を十分考慮すること。
- (8) 米政策改革については、生産調整の円滑化を図るなど、目標年次までに米づくりの本来あるべき姿を実現するため、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムによる生産調整の確実な実施が図られるよう、その実効性を確保するとともに、地域における水田農業の改革に必要な産地づくり対策等、関連対策の充実強化を図ること。

また、国産麦・大豆については、生産努力目標を達成するために有効な施策について積極的に検討を進めること。さらに、消費者ニーズに対応した品種の育成、加工製品の研究開発と需要拡大のための全国的PRを行うこと。

- (9) 高品質な国産農産物の輸出を促進するため、海外における国産農産物の消費宣伝等の輸出促進対策や通関・検疫体制を充実強化すること。

特に、日本産の偽装表示対策等の強化を図るとともに、相手国に対し輸入許可品目の拡大、検疫や通関の円滑化等の条件整備を働きかけること。

- (10) 鳥獣被害の効果的な防止策や有害鳥獣の捕獲対策については、技術開発を進めるとともに、耕作放棄地対策や森林管理対策とあわせた総合的な被害防止対策を推進すること。

(農村等の振興)

- (11) 有効利用を図るために利用権を設定している農地や市民農園等に供した農地について、相続税・贈与税の納税猶予制度を導入すること。
- (12) 都市農地の公益的な役割等についての位置付けの明確化や土地評価額の見直しなど、農地に関連する法制・税制の検討を行うこと。

2 WTO（世界貿易機関）新ラウンドにおける農業交渉及びEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等の交渉

WTO農業交渉については、食料安全保障をめぐる問題の解決や農業の多面的機能への配慮など、非貿易的関心事項に配慮した最終合意が行われるよう、積極的な主張を行い、日本提案の実現を図ること。

EPA・FTA交渉についても、農業の持続的な発展が将来にわたって可能となるよう交渉を進めること。

特に、日豪EPA交渉に当たっては、日本の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、適切に対応すること。

また、引き続き国民に情報提供を行い、国民の理解の下で交渉を進めること。

【具体的な要望事項】

- (1) 農業交渉に当たっては、十分な重要品目（センシティブ品目）数の確保に努めるとともに、関税割当数量の拡大や上限関税の設定、関税率の著しい削減などが行われないよう交渉し、国内の農業が持続的に発展できる国境措置を確保すること。
- (2) EPA・FTA交渉についても、直接的な経済効果だけでなく、国内の農業経営への影響も十分に考慮し農産物の輸入量が大幅に増加することのないよう配慮すること。

特に、日豪EPA交渉に当たっては、日本の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、適切に対応すること。

2 林業の振興について

1 林業の振興

「森林・林業基本計画」に基づく施策を推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、地球温暖化防止にも貢献すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 二酸化炭素吸収を始めとする森林の多面的機能の発揮についての積極的なPRを行い、国民理解の下に、環境を重視した森林整備を計画的かつ強力に推進するための財源を引き続き確保すること。
また、森林吸収源対策を確実に推進するため、都道府県・森林所有者等の負担軽減を図ること。
さらに、林業就業者を育成・確保するための各種施策を積極的に推進すること。
- (2) 多様で健全な森林を育成するため、間伐はもとより複層林施業、長伐期施業、混交林化を推進するとともに、森林の確実な更新が図られるような森林整備に対応した施策の強化を図ること。
また、国産材の利用を促す木材加工企業の経営改善に対する融資制度の拡充や間伐材の搬出が促進されるよう間伐材の流通施策の充実を図ること。
- (3) 森林の適正な管理と林業・木材産業の振興を図るため、違法伐採木材の排除対策、地域材の一般住宅への利用促進及び公共施設等の木造・木質化推進のための支援制度を拡充するとともに、木材資源の循環利用を図るため、バイオマスエネルギーの利用技術を早期に確立するなど、木材の利用を推進すること。
- (4) 台風等による森林災害の早期復旧を図るため、森林整備関連事業や林業用・林産業用機械、路網整備に対する災害復旧支援事業を強化すること。
- (5) スギ花粉の発生を抑えるため、花粉の少ないスギ等への更新やスギ花粉を減らすための間伐等への支援を強化すること。
- (6) 国民が森林の役割や森林整備の必要性を理解し、国民の森林整備の意識向上と林業の活性化を図るため、全国統一の「山の日」創設を検討すること。

2 森林整備法人等の抜本的な改革の推進

国民生活の安定に深く関わっている森林の有する多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人等について、抜本的な経営改革を推進するため必要な支援措置を早急に講じること。

【具体的な要望事項】

- (1) 現行分収林制度が構造的な課題を抱えていることを踏まえ、森林整備法人等の経営安定と森林の公益的機能に配慮した施業方法への転換が円滑に行えるよう、分収林制度の見直しに取り組むこと。
- (2) 木材の需要拡大策、国産材の利用促進と供給体制の整備等に対する取組みをこれまで以上に強力に推進するとともに、分収林契約満了後の伐採跡地における再造林に対する支援方策を充実させること。
- (3) 森林整備法人の経営安定化のために都道府県が実施する施策に対する財政支援をより一層充実すること。
- (4) 森林整備法人等が、今後とも森林の多面的機能の持続的な発揮に配慮した森林整備を推進するとともに、安定的に事業展開を図ることができるよう、森林整備法人が実施する森林整備事業について、負担軽減措置を講じること。
- (5) 農林漁業金融公庫資金について、経営森林の伐採時期に合わせた償還が可能となる資金制度を創設すること。
また、伐期の長期化などに伴って増加する利息負担を軽減する措置を講じること。
- (6) 国、地方の継続的な政策協議の場を設置し、経営安定化に向けた積極的な議論を行うこと。

3 水産業の振興について

「水産基本計画」に基づき、水産資源の適切な保存及び管理などの施策を推進し、水産物の安定供給の確保と水産業の持つ多面的機能を発揮するため、水産業の健全な発展を図ること。

【具体的な要望事項】

- (1) 漁場環境や水産資源の現状を踏まえ、地域の実情に沿った漁場環境の維持修復や水産資源等の回復対策を一層推進するとともに、森林の保全・整備と連携した多様性のある漁場環境づくり等を推進すること。
- (2) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、漁業協定水域、特に日韓暫定水域、日中暫定措置水域における適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図るなど、水産物の安定供給の確保策を強化すること。
また、排他的経済水域（EEZ）における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、監視・取締りを充実強化すること。
- (3) 漁業従事者の減少・高齢化が進む中で、新たな担い手の確保を図るとともに、経営感覚に優れた意欲ある担い手を育成するための施策を推進すること。
また、水産業において重要な役割を果たしている女性、高齢者への支援策を充実すること。
- (4) WTO非農産品アクセス交渉において、水産資源については「持続可能な開発」を進める貿易ルールが必要であるという日本提案が国際的に理解され、賛同が得られるよう努めること。
また、ノリなどの輸入割当制度（IQ制度）を堅持すること。
- (5) コイヘルペスウイルス病などの特定疾病や新疾病のまん延防止については、持続的養殖生産確保法の適用されない水域におけるまん延防止措置についても財政的支援を実施すること。
また、新たな疾病の侵入防止のため、輸入種苗の検疫体制について効果的な措置を検討すること。
- (6) 早期にノロウイルスの動態を把握し、カキが汚染された場合の浄化処理技術等の確立に努めること。
また、カキの安全・安心を確保し、風評被害の発生を防止するため、全国一律の衛生基準による検査体制を構築するとともに、生産者の情報発信の取組みを支援すること。
- (7) 農薬のポジティブリスト制度について、残留農薬の一律基準の対象となった農薬について個別に評価を行い、それぞれに適正な基準を設定すること。
特に、シジミの問題解決に向けて、魚介類における基準値設定を早急に行うこと。

- (8) 高品質な国産水産物の輸出を促進するため、海外における国産水産物の消費拡大等の輸出促進対策や通関・検疫対策を充実強化すること。
また、衛生証明など輸出要件の緩和を行うとともに、輸出関連情報の収集・提供体制の整備を引き続き図ること。
- (9) 海難事故により流出した木材や沈下したコンテナ等の撤去を原因者に義務付ける法制度の整備等を進めるとともに、地方自治体等による原因者の特定、撤去などに対する国の支援体制の整備を図ること。
また、原因者不明の漂流物等の撤去についても、海岸管理者の枠を越えた国の支援体制の整備を図ること。
- (10) 漁業用燃料の高騰対策については、新たな推進機関の導入や施設・設備等の省エネルギー化、さらには天然ガス等の安価な新エネルギー利用促進のための技術開発と実用化を促進すること。
- (11) マグロ養殖業の推進を図るため、マグロを養殖共済の対象魚種に追加すること。